
入 札 公 告

令和 7 年度四国 4 県連携関西圏観光・特産品魅力PR事業委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12条)第 7 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月14日

四国 4 県連携関西圏観光・特産品魅力PR事業協議会 幹事 吉野 史一

第 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名：令和 7 年度四国 4 県連携関西圏観光・特産品魅力PR事業委託業務
- (2) 業務概要：別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和 7 年10月31日まで

第 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県の「令和 6 年度～令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている、または、登録予定者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との間において、当該業務と種類規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し履行した実績を有する者であること。

第 3 一般競争入札参加資格確認申請書

この一般競争入札に参加を希望される方は、一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）及び添付書類を次により提出すること。

- (1) 提出部数：1 部
- (2) 提出期限：令和 7 年 5 月22日(木)12:00 必着

- (3) 提出場所：〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県産業振興推進部地産地消・外商課
電話：088-823-9741、FAX：088-823-9262
- (4) 提出方法：直接持参又は郵送（郵送の場合は郵送した旨を電話で連絡すること）
- (5) 費用：提出者の負担とする。
- (6) 添付書類：申請書提出時に次に掲げる書類を各一部添付すること。ただし、特別な理由がある場合には、別の書類をもってこれに代えることができる。
・競争入札参加資格（物品購入等関係）決定通知書の写し
・第2(5)の実績を証明する書類（契約書等）の写し
- (7) 参加資格有無の連絡：令和7年5月23日（金）12:00までに連絡する。

第4 契約条項を示す場所、問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県産業振興推進部地産地消・外商課
電話：088-823-9741、FAX：088-823-9262

第5 入札に関する事項

- (1) 入札日時：令和7年5月27日（火）13:30
※郵送による入札は不可
- (2) 入札場所：高知県職員能力開発センター 3階研修室
（高知市丸ノ内2丁目1番19号）
- (3) 入札書の様式：別紙のとおりとする。
- (4) 代理人による入札 代理人が入札する場合は、入札書投函前に別紙委任状を入札担当者に提出し、確認を受けた後投函すること。
- (5) 落札者の決定
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 入札条項等
ア 入札保証金：高知県契約規則第9条及び第10条の規定による
イ 最低制限価格：設定しない
ウ 契約保証金：高知県契約規則第39条及び第40条の規定による

(7) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 暴力団の排除措置

落札者が、高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

第6 仕様書等に関する質疑応答

質疑事項がある場合は、別紙「質疑書（第2号様式）」を提出すること。
なお、電話による照会には応じない。

- (1) 提出期限：令和7年5月19日（月）12:00 まで
- (2) 提出場所：高知県産業振興推進部地産地消・外商課
- (3) 提出方法：直接持参又は電子メール（120901@ken.pref.kochi.lg.jp）とする（電子メールの場合は、電話で着信確認を行うこと。）。
- (4) 回答：質疑に対する回答は、高知県産業振興推進部地産地消・外商課ホームページにおいて、令和7年5月21日（水）12:00 までに行う。

※高知県産業振興推進部地産地消・外商課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/120901/>)

第7 その他

- (1) 入札参加者は、別添の入札心得の各条項を承知すること。
- (2) 契約書の作成が必要であること。
- (3) 提出された一般競争入札参加意思確認書等は返却しない。
- (4) 別途通知する日までに契約書に記名押印し、提出すること。